



今月のテーマ

二大固定費の削減 “証券を読む”(保険用語と契約形態)

今月のつぶやき

“自己責任”。近年ことあるごとにこの言葉を耳にする。金融機関の選択と金融商品の選択、保険会社の選択と保険商品の選択、超高齢化に伴う老後の生活などなど、自身の行動などの意思決定において、とかく自己責任を突きつけられる。

いきなり面倒な話から始めてしまったが、自己責任社会と言われることに対して、最近なんか違和感を覚えてならない。自己責任社会とは、「自分が主体的に行なった選択や行為に関して責任を負う」といった自己責任原則に基づく社会であると解され、個人も相応のリスクを負うというものだ。自己責任の意識を持って、自らの意志で考え判断することが求められているのは当然だし、ある程度は受け入れざるを得ないと考えているとは思うが…待てよ…!自己責任を自分が自覚するのは良しとして、相手側から言わるのはおかしいとは思いませんか?「この先に問題が発生しても知らねえよ!」と言われているようなもので、責任放棄とも取れることであり、言い替えれば無責任社会だ。個々人が自ら考え判断し、自己責任を全うできるのは、それに足りる情報が提供されていなければならない筈だが…。みなさんが様々な機会で求められる意思決定や消費行動の際には、どれだけの情報が提供されているだろうか…?多くの専門家の豊富な知識や経験のそれと比較すると、その差は歴然としている。インターネットに代表されているように高度に発達した情報社会であっても、その中から必要・有益な情報だけを抜き出すのは至難の業だ。保険は解かりにくいと言われるだけに、それに関わる側には高い倫理観が必要だと思うし、保険を保険だけに止まらず、人生そのものを設計する位の係わりと、幅広い情報提供が必要なのだが…。

なんだか、「つぶやき」が「つボヤキ」になってしまったようだが、自己責任を全う出来るよう、今月からは証券の読み方と一緒に考えよう。

生活 知恵袋

SEIKATSU CHIEBUKURO

生活にナニカト役立つ連載コラム
生活

**つぶやき「がんちゃん」の
知恵袋**
VOL-23



一生懸命
つぶやきます



■プロフィール
さいとう ひろかつ
齋藤廣勝

株式会社
トータルライフサポート代表取締役

ファイナンシャル プランナー
つぶやきがんちゃん

- CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- 1級ファイナンシャルプランニング技能士
- 日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- 住宅ローンアドバイザー

保険証券とご対面

皆さん、ご自身が契約している保険証券を見て、内容をじっくりと確かめたことがありますか？あると答えた方は相当にエライ！当たり前のことを思えるこのことが、意外や意外！届いた証券の封さえ切られていないことも少なくない。加入した時でさえ、進められるがままその内容を理解せずに契約したケースさえある。そんな状態であるからして、証券の内容を確認するどころか、お蔵入りとなつてタンスの肥やしに成り果てている。「加入している保険がどんなものか解からないし、自分にふさわしい内容なのかどうかを教えてほしい」と差し出された証券がやけにショウノウの臭いのすることがある。仕舞われた証券の立場になつてみれば、ご主人様（契約者）をお守りするためにこの家にやつてきたのに、自分の役割・価値すら認識されないまま頼りにもされず、ただじつとタンスの奥底で忘れられている気持ちを考えてみよう。「自分は何のためにここにいる

保険と暮らしの相談センター

お気軽にご相談ください。

- 家計の管理 ●お金の運用
 - 保険やローンの選択・見直し
 - 年金 ●教育 ●住宅、相続etc…
- 皆様の生活設計をより良いものにするためのお手伝いをいたします。

**株式会社
トータルライフサポート**
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
●営業時間：9:30～19:00 ●定休日：水曜日
Tel 018-827-7611
Fax 018-827-7610
URL http://tls-akita.co.jp

**無料相談会
受付中！** 好評
保険と家計の
まるごと診断致します。



詳細は
ホームページでも
ご覧いただけます。



SL09-541-061

のだろう」と、きっと悲しい思いをしているに違いない。もし、自分の内容(保障)がご主人様(契約者)の求めるものと違っていたとしたら、なおのことだ。たまにシミのついた証券も出てくるが、あれはきっと証券の涙の後に違いない。ならば、じつと出番を待って耐えているけなげな証券のためにも彼の役割を理解してどんな貢献をしてくれるのかを改めて見てあげようではないか。

いざタンスの奥へ……

用語解説

◆保険契約者(保険料負担者)…保険会社との間で契約を結び、契約上の権利(契約内容の変更や解約などの権利)と、義務(保険料の支払い)を持つている人のことを言う。

◆被保険者…病気・ケガ・死亡などの保障の対象になっている人のことである。

◆受取人…被保険者が入院・手術を受けた場合の給付金や、死亡・高度障害になった場合に保険金を受け取ることである。

◆保険金…被保険者の死亡や高度障害の状態のときや満期保険金として保険会社から受取人に対して支払われるお金。

◆給付金…被保険者の入院や手術を受けたときなどに、保険会社から受取人に対しても支払われるお金。



- ◆保険料…契約者が保険会社に払い込むお金。
- ◆保険期間…保険会社が保険金を払ってくれる契約の期間であるが、生命保険ではとりわけ重要だ。(年間と年数で契約される場合と、〇歳迄と被保険者の年齢で契約されている場合がある)。
- ◆払込期間…保険料を支払う期間であるが、保険期間とは必ずしも一致しない。

(契約形態と税金) 保険証券を見てみよう

生命保険は良く解からないという理由の一につに使われている用語が理解できないという場合がある。まずは基本的な部分を見てみるとしよう。契約者・被保険者・受取人、この三者の関係によって、さまざまな問題があるので注意したい。

まずは確認してみよう。契約者・被保険者・受取人の中で唯一変更できないのは被保険者である。契約者・受取人(個人の場合親族以外は制限有)は契約者の権利としていつでも変更できる。

時々あるのが、専業主婦である奥様が被保険者となっている契約で、夫の職場の団体扱いにすることで保険料が割引になるからと、契約者を夫にしているケースが見受けられる。この場合、妻に万が一(死亡など)のことがあった場合、受け取った保険金に所得税が課せられてしまう。確かに保険料の割引というメリットはあるのだが、万が一のためにかけた保険が、受け取った際に所得税で目減りしてしまいかねない。

意外にも気付いていない方が多いので注意が



必要だ。契約形態の関係と係る税金を左の表にまとめたので参考にしていただきたい。

保険契約者	被保険者	受取人	税金
夫(妻)	夫(妻)	妻(夫)	相続税
夫(妻)	妻(夫)	夫(妻)	所得税
夫(妻)	妻(夫)	子	贈与税

契約形態のチェックポイント

- ①契約者と被保険者が異なる場合
何故そうしたのかの理由を明確にし、税法上の問題点を確認してみよう。
- ②受取人が保険契約者・被保険者のどちらでもない。
この場合は贈与税の対象となる可能性が高いため、契約者もしくは受取人の変更の可能性を考える。何が正しいかではなく、目的にあつた契約形態になつてゐるかが重要なのだ。
- 『こんなはずじゃなかつた』とならないためにも、要チェック!!



6月号は、医療保険の保障内容をチェックしてみよう。乞うご期待!

